



27水漁第1115号
平成27年10月23日

都道府県知事 殿

水 産 庁 長 官

「韓国向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について」の一部改正について

今般、水産物輸出に係る証明書発行の適正を確保するため、「韓国向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について（平成23年5月2日付け23水漁第329号水産庁長官通知）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、今後改正後の通知に基づき御対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成 23 年 5 月 2 日付 23 水漁第 329 号水産庁長官通知）新旧対照表

（訂正部分は下線部分）

改正後	改正前
韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について 平成 23 年 5 月 2 日 23 水漁第 329 号 水産庁長官通知 一部改正 平成 24 年 3 月 23 日 23 水漁第 2186 号 水産庁長官通知 一部改正 平成 24 年 5 月 29 日 24 水漁第 413 号 水産庁長官通知 一部改正 平成 24 年 10 月 1 日 24 水漁第 1132 号 水産庁長官通知 <u>一部改正</u> <u>平成 27 年 10 月 23 日</u> <u>27 水漁第 1115 号</u> <u>水産庁長官通知</u>	韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について 平成 23 年 5 月 2 日 23 水漁第 329 号 水産庁長官通知 一部改正 平成 24 年 3 月 23 日 23 水漁第 2186 号 水産庁長官通知 一部改正 平成 24 年 5 月 29 日 24 水漁第 413 号 水産庁長官通知 一部改正 平成 24 年 10 月 1 日 24 水漁第 1132 号 水産庁長官通知

第1・第2 (略)

第3 証明書発行の要件

1 発行機関は、(1)の要件を満たし、かつ(2)から(4)までのいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。

(1) 韓国の輸入停止措置を受けていないもの。

(2) 平成23年3月11日より前に採捕及び加工されたものであること。

また、輸入した水産物を使用する場合は、平成23年3月11日より前に加工されたものであること。

(3) 福島県等の16道都県の沿岸域以外で採捕され、かつ水揚げ及び加工(包装等の最終製品に至るまでの全ての過程)されたものであること。

(4) 福島県等の16道都県の沿岸域において採捕又は福島県等の16道都県で水揚げ若しくは加工された水産物については、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。

2 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

第4 申請手続

1 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(5)まで及び必要に応じて(6)、(7)又は(8)に掲げる書類を発行機関に提出する。

なお、水産庁に証明書を申請する場合には、以下の(4)から(7)までの書類に代えて、都道府県水産部局長による事前証明書を提出することができる。

(1)・(2) (略)

(3) (2)の記載事項を確認することができる書類 (インボイス、パッキングリスト等)

(4) 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類

(5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類(営業許可証等)の写し

(6) 第3の1の(2)に該当する場合は、製造年月日について確認でき

第1・第2 (略)

第3 証明書発行の要件

以下の1を満たし、かつ2から4までのいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。

1 韓国の輸入停止措置を受けていないもの。

2 平成23年3月11日より前に採捕及び加工されたものであること。

また、輸入した水産物を使用する場合は、平成23年3月11日より前に加工されたものであること。

3 福島県等の16道都県の沿岸域以外で採捕され、かつ水揚げ及び加工(包装等の最終製品に至るまでの全ての過程)されたものであること。

4 福島県等の16道都県の沿岸域において採捕又は福島県等の16道都県で水揚げもしくは加工された水産物については、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。

(新設)

第4 証明申請手続

1 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(4)まで及び必要に応じて(5)又は(6)に掲げる書類を発行機関に提出する。

なお、水産庁に証明書を申請する場合には、以下の(4)から(6)までの書類に代えて、都道府県水産部局長による事前証明書を提出することができる。

(1)・(2) (略)

(3) (2)の記載事項を確認することができる書類

(4) 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類 及び製造業者等の所在を公的に証明する書類の写し

(新設)

(5) 第3の2に該当する場合は、製造年月日について確認できる書類

る書類 <u>(7) 第3の1の(4)に該当する場合又は発行機関が必要と認める場合は、検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類</u> <u>(8) 証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した別記様式3の委任状</u> 2 発行機関は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。<u>ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。</u> <u>3 発行機関が発行する証明書については、平成27年11月1日以降、偽造防止用紙を使用する。</u> 第5 (略) (別記様式1) 韓国向け輸出水産物に関する証明申請書 年 月 日 証明書発行機関の担当部局長 <u>殿</u> <u>事業者名</u> <u>所在地</u> <u>代表者名</u> 印 <u>(上記代理人)</u> <u>事業者名</u> <u>所在地</u> <u>役職・氏名</u> 印 <u>当社(注：個人の場合は「私」とする。)</u>は、「韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について(平成23年5月2日付け23水漁第329号水産庁長官通知)」別記様式2について確認をお願いしたく、別添の	<u>(6) 第3の4に該当する場合は、検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類</u> <u>(新設)</u> 2 発行機関は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。 <u>(新設)</u> 第5 (略) (別記様式1) 韓国向け輸出水産物に関する証明申請書 年 月 日 証明書発行機関の担当部局長 <u>あて</u> <u>申請者 住所</u> <u>氏名</u> 印 <u>私</u>は、「韓国向け輸出水産物の輸出に関する証明書の発行について(平成23年5月2日付け23水漁第329号水産庁長官通知)」別記様式2について確認をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。
--	---

とおり、関係書類を添付して申請します。 なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。 また、輸入された製品に対して行われる韓国政府による検査の結果、日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合、韓国政府が当該輸入品の<u>受け入れ</u>を制限する措置を行うことを受け入れます。 <u>(削る)</u> (別記様式2) (略) <u>(別記様式3)</u> 平成 年 月 日 <u>証明書発行機関の担当部局長 殿</u> <u>委 任 状</u> <u>事業者名</u> <u>所在地</u> <u>代表者名</u> ⑩	なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。 また、輸入された製品に対して行われる韓国政府による検査の結果、日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合、韓国政府が当該輸入品の<u>受け入れ</u>を制限する措置を行うことを受け入れます。※ <u>※ 申請者が輸出業者と異なる場合</u> <u>また、輸入された製品に対して行われる韓国政府による検査の結果、日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合、輸出業者（〇〇〇〇）が、韓国政府が当該輸入品の受け入れを制限する措置を行うことを受け入れる旨を確認しました。</u> (別記様式2) (略) <u>(新設)</u>
--	---

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成23年5月2日付け23水漁第329号水産庁長官通知）」に基づく証明書発行のための申請手続に係る権限を下記のとおり委任いたします。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該申請に基づく確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

また、輸入された製品に対して行われる韓国政府による検査の結果、日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合、韓国政府が当該輸入品の受入れを制限する措置を行うことを受け入れます。

記

委任期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

（注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。）

委 任 先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所 在 地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

使 用 印：

（注）委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。